

令和4年

2月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



令和4年2月の税務と提出期限

- ① 2月10日・・・令和4年1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 2月28日・・・令和3年12月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 2月16日～3月15日・・・令和3年分 所得税の確定申告
2月 1日～3月15日・・・令和3年分の贈与税の申告
- ④ 2月中で市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付期限

今月の気になった記事 （2022年大綱）

- ① **少額減価償却資産の特例・主事業以外の貸付を除外**・・・中小企業であれば、1事業年度300万円迄、30万円以下の事業用資産を全額損金算入できる特例がある。この場合「主要な事業」でない貸付用の資産は除外された。20万円以下の資産を3年間で均等償却する「一括償却資産の損金算入制度」についても同様だ。
- ② **交際費特例**・・・現在、資本金が1億円以下の中小企業が損金に認められる交際費の上限は、「交際費のうち飲食費の50%か、800万円のどちらか多い方」の規定。2024年3月末まで適用期間が2年延長となった。
- ③ **配当所得の課税方式・所得税と住民税を統一**・・・上場株式の配当は、大口株主でない限り、その課税方式を総合課税か分離課税か申告不要かを任意に選択することが可能だが、大綱では統一することとした。所得税を総合課税、住民税を申告不要としていた人は実質増税となるので一定の経過措置を設けるようだ。

電子帳簿保存法は、2年後(令和6年1月)迄の猶予!

【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません**(事前申請等は不要)。
- ◆ **令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要**ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります(PDFやスクリーンショットによる保存も可)。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です(詳しくは裏面をチェック)。

※2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



相続登記の義務化は2年後(令和6年4月)からです。

令和6年から相続不動産を3年以内に所有権移転登記することが義務化され、怠れば10万円以下の過料が科されます。相続不動産を登記手続きしないで放置した所有者不明の土地が増加したことから、自治体の公共事業が困難になり、固定資産税の未納問題等により、令和3年4月に不動産登記法と民法が改正されました。

1. 相続不動産を登記しなくておくと6つのリスクが。

- ①不動産の売却や担保設定ができない・・・非常時に換価できないことも。
- ②権利関係が複雑になる・・・相続が2回以上続くと、相続人の数も増え、調査や相続登記の手続きが複雑
- ③不動産が差し押さえられる可能性が・・・相続人の中に借金がある人がいると差し押さえられる事が
- ④認知症発症で遺産分割協議ができない・・・認知症発症により相続人の判断能力がなくなると、成年後見人をつけないと遺産分割協議に参加できなくなる。
- ⑤必要書類の入手が困難になる・・・所有者が死亡していれば、登記に必要な書類を手に入れるのが困難となり住民票や戸籍謄本は、役所の保存期間を超えてしまうと手間が増える。
- ⑥不動産が荒廃する・・・登記上の所有者が死亡していて名義変更されていないと、誰もメンテナンスしないで荒廃した空き家となり、自治体から「特定空き家」に認定されると建物撤去等の費用がかかる。

2. 所有する不動産の名義人の住所・氏名が変更した場合にも、変更登記を義務化

2026年以降、名義人の住所に変更があった場合には、2年以内に変更登記をしないと5万円以下の過料を科されてしまう。住所だけでなく、結婚・養子縁組により氏名が変更した場合も同様だ。不動産の名義人が会社である場合も、名称変更や本店移転があれば変更登記が必要です。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

【所得税の確定申告・ミニ知識】

1) シルバーセンターでの収入？

年金収入があり、その他にシルバーセンターの収入がある場合は、金額により確定申告の必要があります。年金収入が400万以下で、その他の所得が20万円以下であれば申告不要です。シルバー人材センターでの収入は、雑所得に該当し、収入（配分金）から必要経費を引いて20万を超えていれば、申告が必要です。（しかし、住民税の申告は必要となる場合がありますので自治体で確認が必要です。）

2) ネットオークションサイトでの売却？

メルカリやヤフーといったネットオークションの市場規模は、経済産業省の調査によれば1兆円を超えるという。一定の利益が出ていれば申告をしなければと心配をする向きもあろうかと思うが、日用品の処分としてのネットオークションなら、税金がかかることはない。しかし、ネットオークションで売却する事を目的として、商品を仕入れ、継続的に売買を繰り返した場合には、商売として申告する事が必要です。

3) 不動産売却で譲渡損失の場合には確定申告は必要？

個人が土地または建物を譲渡して所得金額を計算したら譲渡損失となり、同じ年度中に他の土地・建物の譲渡所得（もうけ）から控除できます。ただし、控除しきれない損失は他の所得と損益通算はできません。所得税の特例を利用する場合には、申告が必要となります。